労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

メディケア・ヒューマン株式会社（以下、「会社」という。）と従業員代表は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条　本協定は、派遣先で就業する全ての従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2　対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3　会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条　対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条　対象従業員の基本給及び賞与の対象比較となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「2」のとおりとする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令 和 元 年 7 月 8 日職 発 0708 第 2 号『令和 2 年度の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について』」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（厚生労働省）の別表 1 に定める職業。

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりとする。

（3）地域調整については、就業地により、通達に定める「地域指数」の各都道府県単位の指数により調整

別表 1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

133 看護師、准看護師		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
	年数	0 年	0.5 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
都道府県	地域係数	1,274	1,376	1,478	1,617	1,680	1,768	2,083	2,599
大阪府	108.30%	1,380	1,491	1,601	1,752	1,820	1,915	2,256	2,815
京都府	101.50%	1,294	1,397	1,501	1,642	1,706	1,795	2,115	2,638
兵庫県	101.80%	1,297	1,401	1,505	1,647	1,711	1,800	2,121	2,646
奈良県	100.40%	1,280	1,382	1,484	1,624	1,687	1,776	2,092	2,610

163 保育士		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
	年数	0 年	0.5 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
都道府県	地域係数	1,126	1,216	1,306	1,429	1,485	1,563	1,841	2,297
大阪府	108.30%	1,220	1,317	1,415	1,548	1,609	1,693	1,994	2,488
京都府	101.50%	1,143	1,235	1,326	1,451	1,508	1,587	1,869	2,332
兵庫県	101.80%	1,147	1,238	1,330	1,455	1,512	1,592	1,875	2,339
奈良県	100.40%	1,131	1,221	1,312	1,435	1,491	1,570	1,849	2,307

169 その他の社会福祉の職業		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
	年数	0 年	0.5 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
都道府県	地域係数	1,224	1,322	1,420	1,553	1,614	1,699	2,001	2,497
大阪府	108.30%	1,326	1,432	1,538	1,682	1,748	1,841	2,168	2,705
京都府	101.50%	1,243	1,342	1,442	1,577	1,639	1,725	2,032	2,535
兵庫県	101.80%	1,247	1,346	1,446	1,581	1,644	1,730	2,038	2,542
奈良県	100.40%	1,229	1,328	1,426	1,560	1,621	1,706	2,010	2,507

258 医療・介護事務員		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
	年数	0 年	0.5 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
都道府県	地域係数	950	1,026	1,102	1,206	1,253	1,319	1,553	1,938
大阪府	108.30%	1,029	1,112	1,194	1,307	1,357	1,429	1,682	2,099
京都府	101.50%	965	1,042	1,119	1,225	1,272	1,339	1,577	1,968
兵庫県	101.80%	968	1,045	1,122	1,228	1,276	1,343	1,581	1,973
奈良県	100.40%	954	1,031	1,107	1,211	1,259	1,325	1,560	1,946

361 施設介護員		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
	年数	0 年	0.5 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
都道府県	地域係数	1,022	1,104	1,186	1,297	1,348	1,419	1,671	2,085
大阪府	108.30%	1,107	1,196	1,285	1,405	1,460	1,537	1,810	2,259
京都府	101.50%	1,038	1,121	1,204	1,317	1,369	1,441	1,697	2,117
兵庫県	101.80%	1,041	1,124	1,208	1,321	1,373	1,445	1,702	2,123
奈良県	100.40%	1,027	1,109	1,191	1,303	1,354	1,425	1,678	2,094

371 看護助手		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
	年数	0 年	0.5 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
都道府県	地域係数	913	986	1,059	1,159	1,204	1,267	1,493	1,863
大阪府	108.30%	989	1,068	1,147	1,256	1,304	1,373	1,617	2,018
京都府	101.50%	927	1,001	1,075	1,177	1,223	1,287	1,516	1,891
兵庫県	101.80%	930	1,004	1,079	1,180	1,226	1,290	1,520	1,897
奈良県	100.40%	917	990	1,064	1,164	1,209	1,273	1,499	1,871

379 その他の保健医療サービス		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
	年数	0 年	0.5 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
都道府県	地域係数	953	1,029	1,105	1,209	1,257	1,323	1,558	1,944
大阪府	108.30%	1,033	1,115	1,197	1,310	1,362	1,433	1,688	2,106
京都府	101.50%	968	1,045	1,122	1,228	1,276	1,343	1,582	1,974
兵庫県	101.80%	971	1,048	1,125	1,231	1,280	1,347	1,587	1,979
奈良県	100.40%	957	1,034	1,110	1,214	1,263	1,329	1,565	1,952

554 弁当・惣菜類製造工		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
	年数	0 年	0.5 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
都道府県	地域係数	1,027	1,109	1,191	1,303	1,355	1,425	1,679	2,095
大阪府	108.30%	1,113	1,202	1,290	1,412	1,468	1,544	1,819	2,269
京都府	101.50%	1,043	1,126	1,209	1,323	1,376	1,447	1,705	2,127
兵庫県	101.80%	1,046	1,129	1,213	1,327	1,380	1,451	1,710	2,133
奈良県	100.40%	1,032	1,114	1,196	1,309	1,361	1,431	1,686	2,104

662 乗用自動車運転手		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
	年数	0 年	0.5 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
都道府県	地域係数	987	1,066	1,145	1,253	1,302	1,370	1,614	2,013
大阪府	108.30%	1,069	1,155	1,241	1,357	1,411	1,484	1,748	2,181
京都府	101.50%	1,002	1,082	1,163	1,272	1,322	1,391	1,639	2,044
兵庫県	101.80%	1,005	1,086	1,166	1,276	1,326	1,395	1,644	2,050
奈良県	100.40%	991	1,071	1,150	1,259	1,308	1,376	1,621	2,022

第４条　対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表２のとおりとする。

（１）別表１の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

（２）別表２の各等級の職務と別表１の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は別表２の「職務の内容」「一般の労働者の能力・経験」「一般の労働者の平均的な賃金の額」のとおりとする。

別表２　対象従業員の基本給及び賞与の額

133看護師、准看護師				
等級	S1	S2	S3	S4
等級定義	実務に関する基礎知識をもとに、一般的判断を要する定型的または補助的業務を遂行できる。	通常業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる。下級者に対して経験を生かしてアドバイスできる。リーダーシップを発揮しチームをまとめることができる	実務に関する高度な知識及び経験をもとに応用的判断を要する業務を遂行できる。問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決ができる。	達成困難な課題に対してグループをまとめて問題解決にあたることができる。責任者不在時に代行できる。
職務の内容、資格等	・クレームやトラブル対応なし	・クレームやトラブル対応一部あり	・クレームやトラブル対応一部あり	・クレームやトラブルへの対応あり
	・権限無	・権限無	・権限無	・権限有
	・部下無	・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの	・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの	・同一ラインの部下への助言指導あり
	・看護師資格、准看護師資格	・看護師経験概ね3年以上看護師資格、准看護師資格、リーダークラス	・看護師経験概ね5年以上看護師資格、准看護師資格、統括リーダークラス	**・看護師経験概ね10年以上看護師資格、准看護師資格、課長クラス**
大阪府				
基本給／時間単価 賞与含む（大阪府）	1,380円～	1,820円～	1,915円～	2,256円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（大阪府）	1,380円	1,820円	1,915円	2,256円
京都府				
基本給／時間単価 賞与含む（京都府）	1,294円～	1,706円～	1,795円～	2,115円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（京都府）	1,294円	1,706円	1,795円	2,115円
兵庫県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	1,297円～	1,711円～	1,800円～	2,121円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	1,297円	1,711円		2,121円
奈良県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	1,280円～	1,687円～	1,776円～	2,092円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	1,280円	1,687円	1,776円	2,092円

163保育士				
等級	S1	S2	S3	S4
等級定義	実務に関する基礎知識をもとに、一般的判断を要する定型的または補助的業務を遂行できる。	通常業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる。下級者に対して経験を生かしてアドバイスできる	実務に関する高度な知識及び経験をもとに応用的判断を要する業務を遂行できる。問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決ができる。	達成困難な課題に対してグループをまとめて問題解決にあたることができる。責任者不在時に代行できる。
職務の内容、資格等	・クレームやトラブル対応なし	・クレームやトラブル対応一部あり	・クレームやトラブル対応一部あり	・クレームやトラブルへの対応あり
	・権限無	・権限無	・権限無	・権限有
	・部下無	・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの	・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの	・同一ラインの部下への助言指導あり
	・保育士資格 保育経験0～3年未満	・保育士資格 保育経験概ね3年以上、リーダークラス	・保育士資格 保育経験概ね6年以上、統括リーダークラス	・保育士資格 保育経験概ね10年以上、課長クラス
大阪府				
基本給／時間単価 賞与含む（大阪府）	1,220円～	1,609円～	1,693円～	1,994円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（大阪府）	1,220円	1,609円	1,693円	1,994円
京都府				
基本給／時間単価 賞与含む（京都府）	1,143円～	1,508円～	1,587円～	1,869円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（京都府）	1,143円	1,508円	1,587円	1,869円
兵庫県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	1,147円～	1,512円～	1,592円～	1,875円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	1,147円	1,512円		1,875円
奈良県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	1,131円～	1,491円～	1,570円～	1,849円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	1,131円	1,491円	1,570円	1,849円

169その他の社会福祉の職業				
等級	S1	S2	S3	S4
等級定義	先輩・上司などの指導の下、一通りの仕事をこなすことができる。	通常業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる。下級者に対して経験を生かしてアドバイスできる。リーダーシップを発揮しチームをまとめることができる。	実務に関する高度な知識及び経験をもとに応用的判断を要する業務を遂行できる。問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決ができる。	達成困難な課題に対してグループをまとめて問題解決にあたることができる。責任者不在時に代行できる。
職務の内容、資格等	・クレームやトラブル対応なし ・権限無 ・部下無 **・実践者研修過程終了、介護支援専門員資格 実務経験3年未満**	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの ・実践者研修過程終了、介護支援専門員資格 実務経験概ね3～5年、リーダークラス	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの ・実践者研修終了、介護支援専門員資格 ・実務経験概ね5～10年以上、統括リーダークラス	・クレームやトラブルへの対応あり ・権限有 ・同一ラインの部下への助言指導あり ・実践者研修過程終了、介護支援専門員資格 実務経験概ね10～15年以上、課長クラス
大阪府				
基本給／時間単価 賞与含む（大阪府）	1,326円～	1,748円～	1,841円～	2,168円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（大阪府）	1,326円	1,748円	1,841円	2,168円
京都府				
基本給／時間単価 賞与含む（京都府）	1,243円～	1,639円～	1,725円～	2,032円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（京都府）	1,243円	1,639円	1,725円	2,032円
兵庫県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	1,247円～	1,644円～	1,730円～	2,038円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	1,247円	1,644円		2,038円
奈良県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	1,229円～	1,621円～	1,706円～	2,010円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	1,229円	1,621円	1,706円	2,010円

258医療・介護事務員				
等級	S1	S2	S3	S4
等級定義	先輩・上司などの指導の下、一通りの仕事をこなすことができる。	通常業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる。下級者に対して経験を生かしてアドバイスできる。	実務に関する高度な知識及び経験をもとに応用的判断を要する業務を遂行できる。問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決ができる。	達成困難な課題に対してグループをまとめて問題解決にあたることができる。責任者不在時に代行できる。
職務の内容、資格等	・クレームやトラブル対応なし ・権限無 ・部下無 **・実務経験0～3年未満**	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの **・実務経験概ね3～5年未満、リーダー、主任、医療事務資格**	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの **・実務経験概ね5～10年未満、統括主任クラス**	・クレームやトラブルへの対応あり ・権限有 ・同一ラインの部下への助言指導あり **・実務経験概ね10年以上、課長クラス**
大阪府				
基本給／時間単価 賞与含む（大阪府）	1,029円～	1,357円～	1,429円～	1,682円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（大阪府）	1,029円	1,357円	1,429円	1,682円
京都府				
基本給／時間単価 賞与含む（京都府）	965円～	1,272円～	1,339円～	1,577円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（京都府）	965円	1,272円	1,339円	1,577円
兵庫県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	968円～	1,276円～	1,343円～	1,581円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	968円	1,276円		1,581円
奈良県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	954円～	1,259円～	1,325円～	1,560円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	954円	1,259円	1,325円	1,560円

361施設介護員				
等級	S1	S2	S3	S4
等級定義	実務に関する基礎知識をもとに、一般的判断を要する定型的または補助的業務を遂行できる。	通常業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる。下級者に対して経験を生かしてアドバイスできる。	実務に関する高度な知識及び経験をもとに応用的判断を要する業務を遂行できる。問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決ができる。	達成困難な課題に対してグループをまとめて問題解決にあたることができる。責任者不在時に代行できる。
職務の内容、資格等	・クレームやトラブル対応なし ・権限無 ・部下無 **・介護経験3年未満 介護福祉士資格未取得**	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの **・介護経験概ね3年以上 介護福祉士資格取得、主任クラス**	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの **・介護経験概ね5年以上 フロアリーダークラス（統括リーダークラス）**	・クレームやトラブルへの対応あり ・権限有 ・同一ラインの部下への助言指導あり **・介護経験概ね10年以上 課長クラス**
大阪府				
基本給／時間単価 賞与含む（大阪府）	1,107円～	1,460円～	1,537円～	1,810円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（大阪府）	1,107円	1,460円	1,537円	1,810円
京都府				
基本給／時間単価 賞与含む（京都府）	1,038円～	1,369円～	1,441円～	1,697円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（京都府）	1,038円	1,369円	1,441円	1,697円
兵庫県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	1,041円～	1,373円～	1,445円～	1,702円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	1,041円	1,373円		1,702円
奈良県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	1,027円～	1,354円～	1,425円～	1,678円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	1,027円	1,354円	1,425円	1,678円

371看護助手				
等級	S1	S2	S3	S4
等級定義	実務に関する基礎知識をもとに、一般的判断を要する定型的または補助的業務を遂行できる。	通常業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる。下級者に対して経験を生かしてアドバイスできる。	実務に関する高度な知識及び経験をもとに応用的判断を要する業務を遂行できる。問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決ができる。	達成困難な課題に対してグループをまとめて問題解決にあたることができる。責任者不在時に代行できる。
職務の内容、資格等	・クレームやトラブル対応なし	・クレームやトラブル対応一部あり	・クレームやトラブル対応一部あり	・クレームやトラブルへの対応あり
	・権限無	・権限無	・権限無	・権限有
	・部下無	・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの	・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの	・同一ラインの部下への助言指導あり
	・実務経験0～3年未満	**・実務経験概ね3年以上、チームリーダークラス**	**・実務経験概ね5年以上、統括リーダークラス**	**・実務経験概ね10年以上、課長クラス**
大阪府				
基本給／時間単価 賞与含む（大阪府）	989円～	1,304円～	1,373円～	1,617円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（大阪府）	989円	1,304円	1,373円	1,617円
京都府				
基本給／時間単価 賞与含む（京都府）	927円～	1,223円～	1,287円～	1,516円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（京都府）	927円	1,223円	1,287円	1,516円
兵庫県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	930円～	1,226円～	1,290円～	1,520円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	930円	1,226円		1,520円
奈良県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	917円～	1,209円～	1,273円～	1,499円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	917円	1,209円	1,273円	1,499円

379その他の保健医療サービス				
等級	S1	S2	S3	S4
等級定義	実務に関する基礎知識をもとに、一般的判断を要する定型的または補助的業務を遂行できる。	通常業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる。下級者に対して経験を生かしてアドバイスできる。	実務に関する高度な知識及び経験をもとに応用的判断を要する業務を遂行できる。問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決ができる。	達成困難な課題に対してグループをまとめて問題解決にあたることができる。責任者不在時に代行できる。
職務の内容、資格等	・クレームやトラブル対応なし ・権限無 ・部下無 **・実務経験0～3年未満**	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの **・実務経験概ね3年以上、チームリーダークラス**	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの **・実務経験概ね5年以上、統括リーダークラス**	・クレームやトラブルへの対応あり ・権限有 ・同一ラインの部下への助言指導あり **・実務経験概ね10年以上、課長クラス**
大阪府				
基本給／時間単価 賞与含む（大阪府）	1,033円～	1,362円～	1,433円～	1,688円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（大阪府）	1,033円	1,362円	1,433円	1,688円
京都府				
基本給／時間単価 賞与含む（京都府）	968円～	1,276円～	1,343円～	1,582円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（京都府）	968円	1,276円	1,343円	1,582円
兵庫県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	971円～	1,280円～	1,347円～	1,587円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	971円	1,280円		1,587円
奈良県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	957円～	1,263円～	1,329円～	1,565円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	957円	1,263円	1,329円	1,565円

554弁当・惣菜類製造工				
等級	S1	S2	S3	S4
等級定義	実務に関する基礎知識をもとに、一般的判断を要する定型的または補助的業務を遂行できる。	通常業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる。下級者に対して経験を生かしてアドバイスできる。	実務に関する高度な知識及び経験をもとに応用的判断を要する業務を遂行できる。問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決ができる。	達成困難な課題に対してグループをまとめて問題解決にあたることができる。責任者不在時に代行できる。
職務の内容、資格等	・クレームやトラブル対応なし ・権限無 ・部下無 **・実務経験0～3年未満**	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの **・リーダークラス**	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの **・統括リーダークラス**	・クレームやトラブルへの対応あり ・権限有 ・同一ラインの部下への助言指導あり **・課長クラス**
大阪府				
基本給／時間単価 賞与含む（大阪府）	1,113円～	1,468円～	1,544円～	1,819円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（大阪府）	1,113円	1,468円	1,544円	1,819円
京都府				
基本給／時間単価 賞与含む（京都府）	1,043円～	1,376円～	1,447円～	1,705円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（京都府）	1,043円	1,376円	1,447円	1,705円
兵庫県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	1,046円～	1,380円～	1,451円～	1,710円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	1,046円	1,380円		1,710円
奈良県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	1,032円～	1,361円～	1,431円～	1,686円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	1,032円	1,361円	1,431円	1,686円

662乗用自動車運転手				
等級	S1	S2	S3	S4
等級定義	実務に関する基礎知識をもとに、一般的判断を要する定型的または補助的業務を遂行できる。	通常業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる。下級者に対して経験を生かしてアドバイスできる。	実務に関する高度な知識及び経験をもとに応用的判断を要する業務を遂行できる。問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決ができる。	達成困難な課題に対してグループをまとめて問題解決にあたることができる。責任者不在時に代行できる。
職務の内容、資格等	・クレームやトラブル対応なし ・権限無 ・部下無 **・自動車免許取得、実務経験0～3年未満**	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの **・普通自動車第二種免許取得、実務経験概ね3～8年以上**	・クレームやトラブル対応一部あり ・権限無 ・後輩、下位者のサポート行うよう会社に指定されたもの **・普通自動車第二種免許取得、リーダークラス**	・クレームやトラブルへの対応あり ・権限有 ・同一ラインの部下への助言指導あり **・普通自動車第二種免許取得、課長クラス**
大阪府				
基本給／時間単価 賞与含む（大阪府）	1,069円～	1,411円～	1,484円～	1,748円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（大阪府）	1,069円	1,411円	1,484円	1,748円
京都府				
基本給／時間単価 賞与含む（京都府）	1,002円～	1,322円～	1,391円～	1,639円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（京都府）	1,002円	1,322円	1,391円	1,639円
兵庫県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	1,005円～	1,326円～	1,395円～	1,644円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	1,005円	1,326円		1,644円
奈良県				
基本給／時間単価 賞与含む（兵庫県）	991円～	1,308円～	1,376円～	1,621円～
一般の労働者の能力・経験	0年	3年	5年	10年
一般の労働者の平均的な賃金の額（兵庫県）	991円	1,308円	1,376円	1,621円

2　会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、評価結果によりその経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本時給を時間単価10～50円の範囲で昇給させることができる。なお、評価結果により降給となる場合もありうるが、前項（別表２）に定める各等級の最低額以下となることはない。

　また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条　対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、就業規則に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条　対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給するものとし、詳細は就業規則に定めによる。

第 7 条　対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表３のとおりとする。

別表３　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		３年	５年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	33 年
支給率（月数）	自己都合退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
	会社都合退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	16.6

（資料出所）「平成 30 年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・大学卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合（71.3%）をかけた数値として通達で定めたもの

（一）退職手当の受給に必要な最低勤続年数：
当社の就業規則に基づき、3 年以上在職した場合に支給する。

（二）退職時の勤続年数ごと（3 年、5 年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年、33 年）の支給月数：
「平成 30 年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第８条　対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表４の支給月数のとおりとする。ただし、退職手当の支払いにおける勤続年数は令和 2 年 4 月から計算するものとする。
なお、支給月数については、月給制の者は退職日時点の基本給月額とし、時給制の者は退職日時点の基本時給額に月の平均所定労働時間を乗じた額とする。

別表４　対象従業員の退職手当の額

勤続年数	会社都合（定年を含む）	自己都合
0	0	0
1	0	0
2	0	0
3	1.2	0.8
4	1.2	0.8
5	2.0	1.5
6	2.5	2.0
7	3.0	2.5

8	3.5	3.0
9	4.0	3.5
10	4.5	3.5
11	5.0	4.0
12	5.5	4.5
13	6.0	5.0
14	6.5	5.5
15	7.0	6.0
16	7.5	6.5
17	8.0	7.0
18	8.5	7.5
19	9.0	8.0
20	9.5	8.5
21	10.0	9.0
22	10.5	9.5
23	11.0	10.0
24	11.5	10.5
25	12.0	11.0
26	12.5	11.5
27	13.0	12.0
28	13.5	12.5
29	14.0	13.0
30	14.5	13.5

※30 年以上は 30 年とする。
※月給制の者は退職日時点の基本給月額に上記月数を乗じて退職金額とする。
※時給制の者は退職日時点の基本時給額に月の平均所定労働時間を乗じた額に上記月数を乗じて退職金額とする。
※年未満の勤続期間は切り捨てる。
※会社都合（定年退職含む）に該当するケースは以下に限る
①解雇等会社都合による退職
②業務上災害による死亡、業務上災害を原因とする退職（通勤災害は含まない）
③定年退職

別表３（再掲）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率（月数）	自己都合退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
	会社都合退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	16.6

（一）別表３に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
（二）別表３に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

（賃金の決定に当たっての評価）
第９条　勤務評価は、就業規則に基づく、毎年４月に前年４月～当年３月分の査定を行うものとする。
勤務評価により、第４条（別表２）の範囲で昇給し、「職務内容の変更」「能力の向上」により次の等級へ昇給する。

（賃金以外の待遇）
第10条　教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

（教育訓練）
第11条　労働者派遣法第30条の２に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

（その他）
第12条　本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）
第13条　本協定の有効期間は、令和３年４月１日から１年間とする。

令和　３年　　３月　30 日

メディケア・ヒューマン株式会社
代表取締役　　木部　学　　印

従業員代表　堀内　美希　　印